平成２２年（フ）第１７３号
岐阜県多治見市本町３丁目142番地　Ｎｏｔｅ28―501
破産者　橋本明惠こと　姜　　明惠
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８３号
岐阜県中津川市付知町10918番地
破産者　北原　安政
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７４２号
神戸市兵庫区水木通１丁目２番17号
破産者　有限会社イー・エス・ケイ
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８号
千葉県館山市那古1095番地
破産者　明星亜由美
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第３８９号
東京都あきる野市下代継182番地１
破産者　有限会社三徳商事
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９０号
東京都あきる野市小川37番地ルミエール神田201号、開始決定時の住所東京都青梅市根ケ布１丁目407番地の９
破産者　嶋　　誠
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９１号
東京都あきる野市小川37番地ルミエール神田201号、開始決定時の住所東京都青梅市根ケ布１丁目407番地の９
破産者　嶋　　永子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０６０号
横浜市戸塚区深谷町936番地
破産者　有限会社仁藤食品
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
川崎市川崎区境町９番13号
破産者　芝川商事株式会社
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
東京都港区西新橋２丁目21番６号
破産者　株式会社佐久間ツーリスト
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
岐阜県本巣市上真桑509　森茂子方、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町伏屋４丁目18番地
破産者　カッティングセンター石井こと　石井　四郎
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０９号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町７丁目241番地
破産者　株式会社ミナックス
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
兵庫県小野市下来住町988番地の１
破産者　株式会社山本建設
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１１６号
兵庫県小野市王子町309番地
破産者　双葉産業有限会社
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６３３号
岡山県都窪郡早島町早島3440番地１
破産者　マスカット電機株式会社
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３４号
岡山県赤磐市下市125番地
破産者　大岩　　巖
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３４号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原101番地４
破産者　有限会社ＰＴＳｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３６号
宮城県加美郡加美町字一本杉47番地１
破産者　福島　　進
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
奈良県大和高田市中今里町３番28号
破産者　山下　喜子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
奈良県御所市南郷831番地　前田方、住民票上の住所奈良県葛城市竹内333番地４
破産者　山下　義博
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目６番15号
破産者　荒井　美子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９２号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目６番15号
破産者　荒井　未来
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係